【表紙】

【提出書類】	**有価証券届出書**
【提出先】	**関東財務局長**
【提出日】	**平成25年11月20日**
【発行者名】	**日興アセットマネジメント株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役　村上　雅彦**
【本店の所在の場所】	**東京都港区赤坂九丁目７番１号**
【事務連絡者氏名】	**雄谷　敦史**
【電話番号】	**03-6447-6147**
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	**年金積立 ジャパンオープン**
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	**継続募集額　上限５兆円**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

・年金積立 ジャパンオープン（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「ＤＣ ジパング」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

５兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

（6）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、１円以上１円単位とします。

（7）【申込期間】

平成25年11月21日から平成26年11月20日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（9）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（１）【ファンドの目的及び基本的性格】
①　ファンドの目的

中長期的な観点から、わが国の株式市場全体（ＴＯＰＩＸ（東証株価指数））の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。

②　ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年１回	グローバル	
一般			
大型株	年２回	日本	
中小型株			
	年４回	北米	
債券			ファミリーファンド
一般	年６回	欧州	
公債	(隔月)		
社債		アジア	
その他債券	年12回		
クレジット属性	(毎月)	オセアニア	
(　　)			
	日々	中南米	
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ
	その他	アフリカ	
その他資産	(　　)		
(投資信託証券（株式　一般）)		中近東	
		(中東)	
資産複合		エマージング	
(　　)			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式　一般））
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年１回
目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。
上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ ファンドの特色

1. 中長期的な観点から、わが国の株式市場全体（ＴＯＰＩＸ（東証株価指数））の動きを上回る投資成果の獲得をめざします。

2. 徹底したボトムアップ・リサーチによって本当の企業価値を明らかにし、投資価値の高い銘柄を厳選した投資を行ないます。「グロース」や「バリュー」などの運用スタイルを限定することなく、幅広い収益機会をとらえます。

3. 実質的な株式組入比率は、原則として高位を維持します。

・実質的な株式組入比率は高位を保つことを基本とし、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。ただし、資金動向などにより株式組入比率は変動することがあります。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

運用プロセス

・株式の投資価値は、収益力などを基準に企業にどれだけの価値があるかを評価する「企業価値分析」と、その企業価値が現在の株価と比較してどれだけ魅力的かを判断する「株価分析」によって求められます。
・こうした分析にグローバルな視点を取り入れながら投資価値の高い銘柄を厳選し、さらにリスク分析を行なうことにより株式ポートフォリオを構築します。

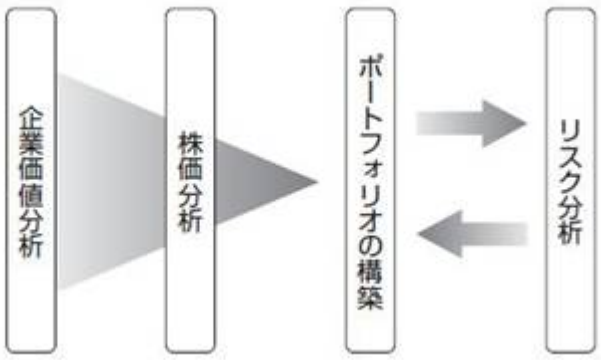

運用サポート体制

・グローバルな観点から企業調査および投資価値分析が行なえる運用体制を編成しました。
・ファンドマネージャーによるこれまでの企業調査、運用経験ならびに社内外のファンダメンタルズ情報を最大限に活用します。

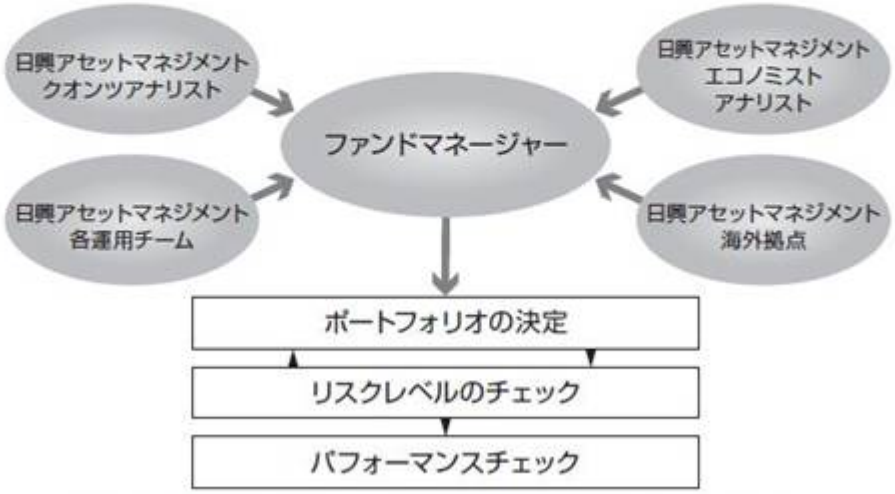

※上図は2013年10月末現在のものであり、変更する場合があります。

《ファンドの仕組み》
※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

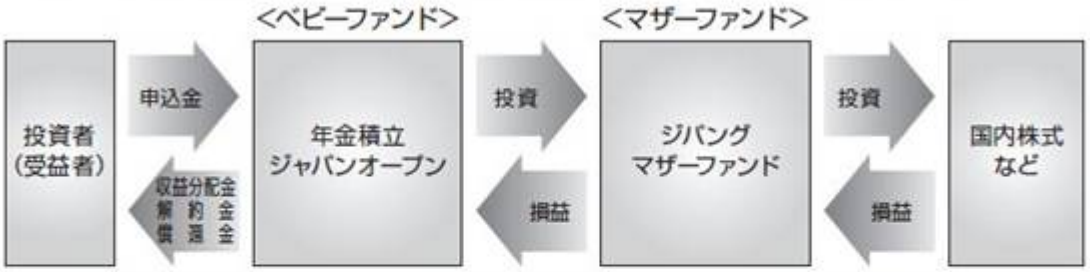

主な投資制限

・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。

分配方針

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

④　信託金限度額

・１兆円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年10月31日

・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

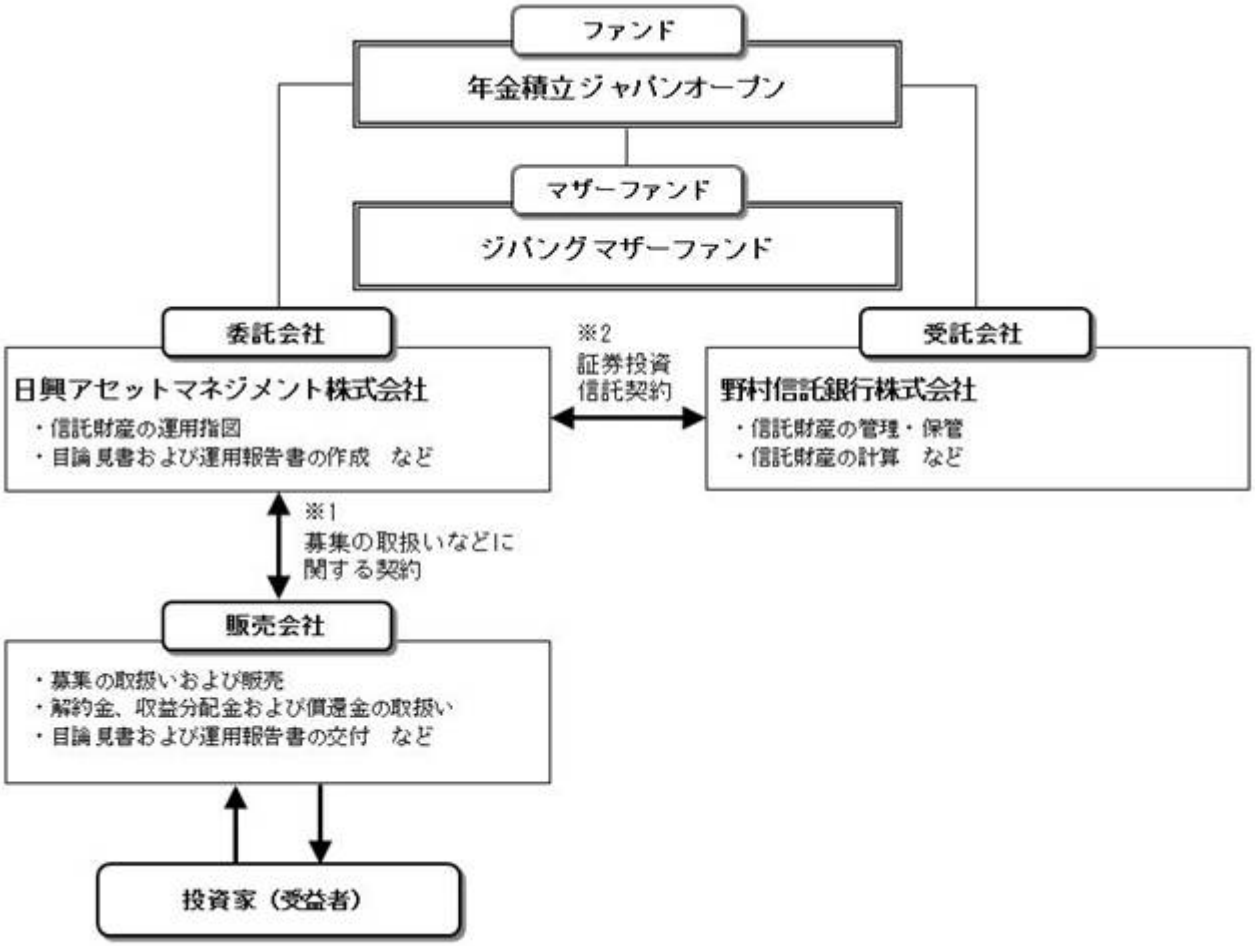

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成25年9月末現在）

1）資本金

17,363百万円

2）沿革

昭和34年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

・主として、「ジパング マザーファンド」受益証券に投資を行ない、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の動きを上回る投資成果をめざします。

・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。

・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。

・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

＜年金積立 ジャパンオープン＞

「ジパング マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）有価証券

2）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）

3）金銭債権

4）約束手形

5）為替手形

② 主として「ジパング マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1）株券または新株引受権証書

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7）コマーシャル・ペーパー

8）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

9）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの

10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、マザーファンドの受益証券を除きます。）

11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12）に定めるもの以外のもの

12）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項同号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）信用取引
２）先物取引等
３）スワップ取引
４）金利先渡取引
５）為替先渡取引
６）有価証券の貸付
７）公社債の空売
８）公社債の借入
９）外国為替予約取引
10）資金の借入

＜ジパング マザーファンド＞

わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）有価証券
２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）
３）金銭債権
４）約束手形
５）為替手形

②　主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）コマーシャル・ペーパー
８）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
９）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～８）の証券または証書の性質を有するもの
10）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

11）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12）に定めるもの以外のもの
12）投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
16）外国法人が発行する譲渡性預金証書
17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19）外国の者に対する権利で18）の有価証券の性質を有するもの

③　次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　次の取引ができます。
１）信用取引
２）先物取引等
３）スワップ取引
４）金利先渡取引
５）為替先渡取引
６）有価証券の貸付
７）公社債の空売
８）公社債の借入
９）外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ジパング マザーファンド＞

運用の基本方針		
	基本方針	中長期的な観点から、わが国の株式市場全体（ＴＯＰＩＸ（東証株価指数））の動きを上回る投資成果の獲得をめざして運用を行ないます。
	主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。
	投資方針	・株式への投資にあたっては、グローバルな視野に基づく産業セクター動向分析および個別企業の投資価値分析を行なうとともに、企業訪問をベースにした徹底的なボトムアップ・リサーチを行ないます。 ・さらに、変革の中で求められる企業の資本効率性、買収価値などに注目してアクティブに投資銘柄を選定し、幅広く収益機会を追求します。 ・最終組入銘柄はリスク分析を行なった上で決定します。 ・株価指数先物取引を含む実質的な株式組入比率は高位を保つことを基本とし、市況環境などの変化に基づいた実質株式組入比率の変更は原則として行ないません。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
	主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。 ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
	収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用		
	信託報酬	ありません。
	申込手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他		
	委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
	受託会社	野村信託銀行株式会社
	信託期間	無期限（平成13年10月26日設定）
	決算日	毎年８月20日（休業日の場合は翌営業日）

（３）【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。

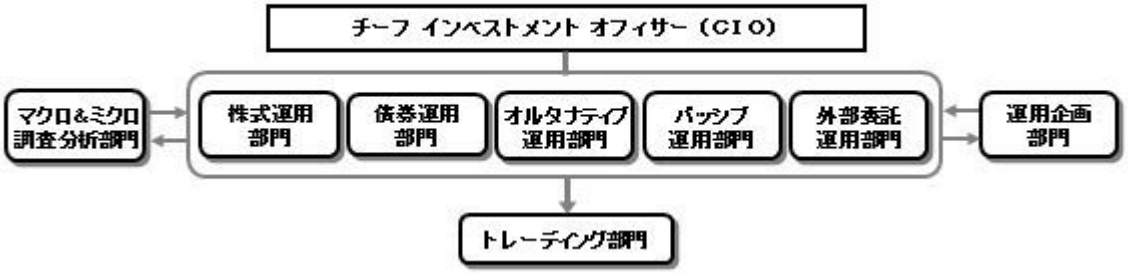

◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

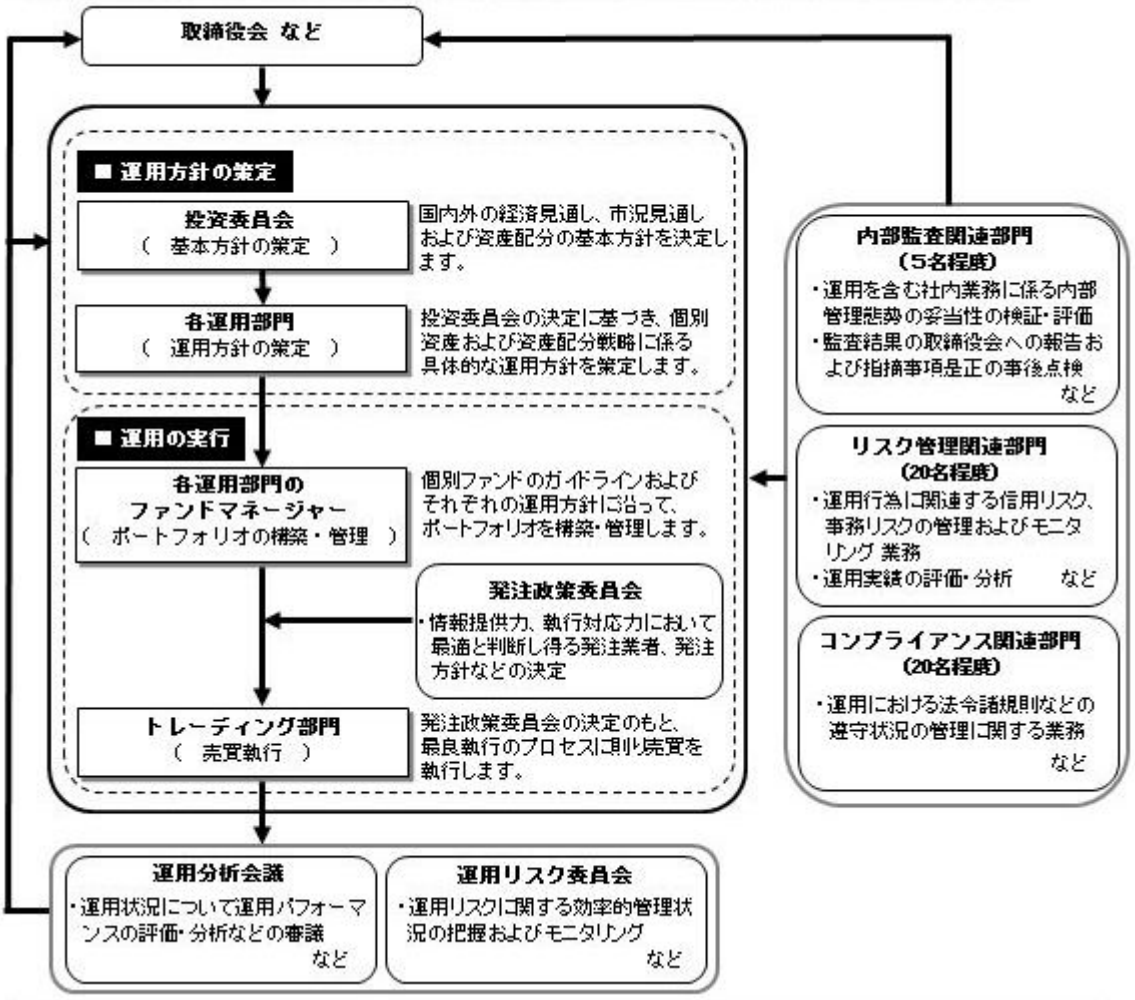

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

※上記体制は平成25年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は無手数料で自動的に再投資されます。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜年金積立 ジャパンオープン＞

１）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。

２）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

３）投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。

４）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の30%以下とします。

５）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

６）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

７）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

８）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

９）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴なう支払資金の手当て（解約に伴なう支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴なう支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
ニ）解約に伴なう支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。
ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

＜ジパング マザーファンド＞

１）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
２）同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
３）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
４）投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
５）外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
６）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
７）わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

８）わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

９）わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

10）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

15）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③　信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④　為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・解約によるファンドの資金流出に伴なう基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（2）リスク管理体制

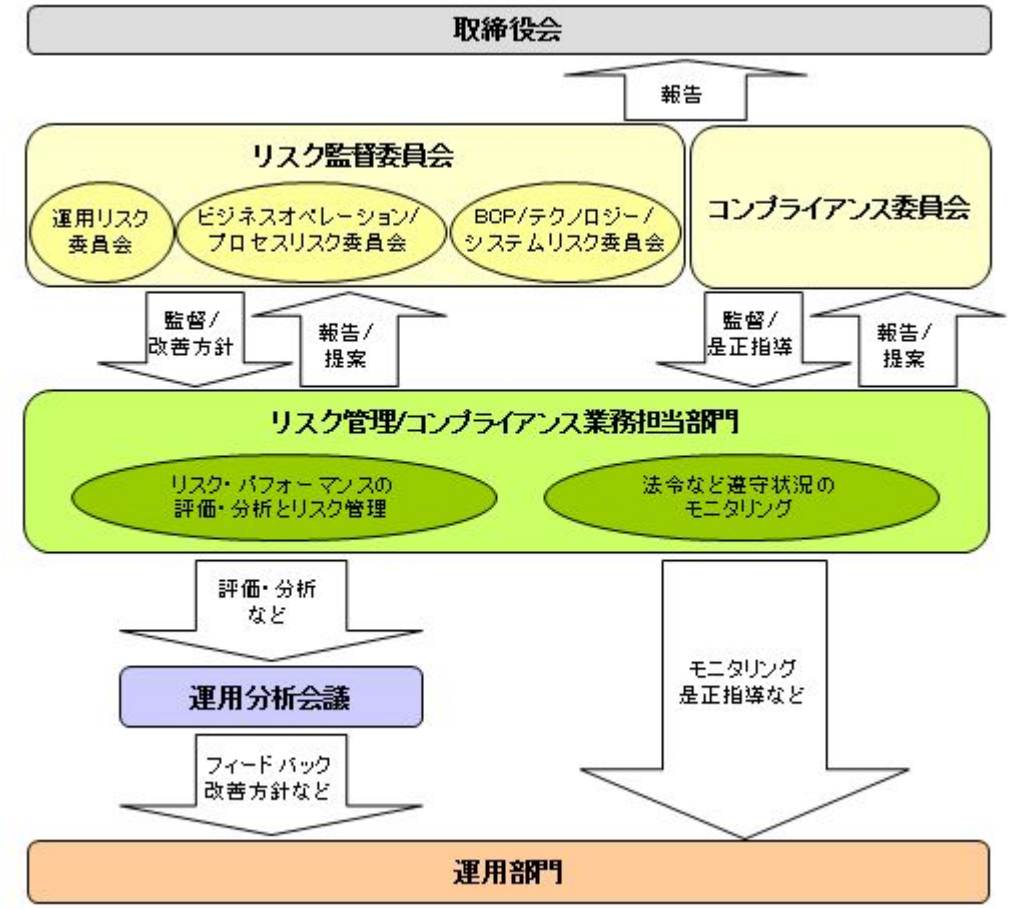

■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその部門別委員会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、リスク管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス関連部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は平成25年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
・収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.596%＊（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とします。
＊消費税率が８％になった場合は、1.6416%となります。

② 信託報酬の配分
信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	販売会社	受託会社
1.52%	0.72%	0.70%	0.10%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴なう支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞
・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
・信託事務の処理に要する諸費用
・信託財産に関する租税　など

＊監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。平成26年１月１日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

≪確定拠出年金の場合≫
確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。
なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

≪確定拠出年金でない場合≫
① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税３%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年１月１日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率となる予定です。

２）解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%および地方税３%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10.147%（所得税7.147%および地方税３%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

・なお、上記の10.147%の税率は、平成26年１月１日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率となる予定です。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年１月１日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、確定拠出年金制度を通じて公募株式投資信託などを購入する場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

・なお、上記の7.147%の税率は、平成26年１月１日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

２）益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度が適用されます。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)と

なり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

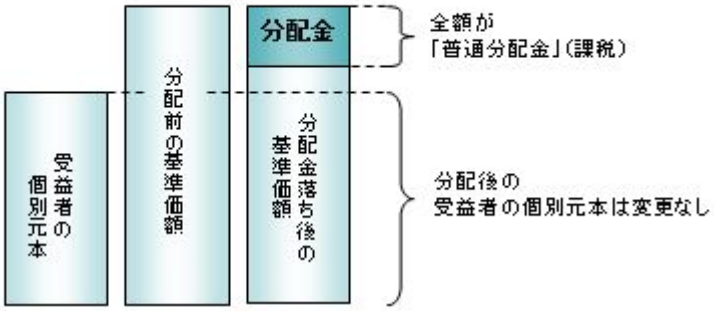

ロ）、ハ）の場合

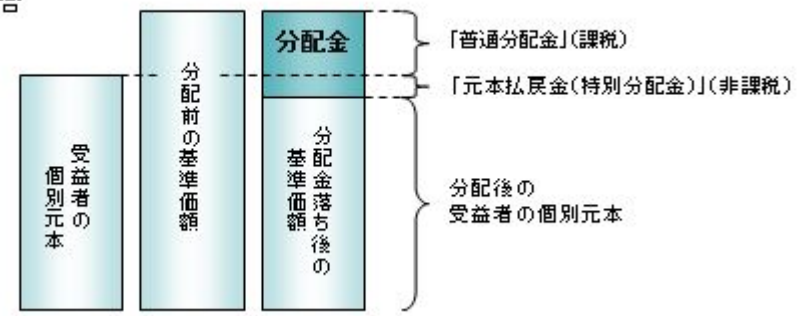

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	374,230,967	99.49
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,934,936	0.51
合計（純資産総額）		376,165,903	100.00

（2）【投資資産】

①　【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	ジパング マザーファンド	255,430,324	1.3400	342,276,635	1.4651	374,230,967	99.49

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.49
合　　計	99.49

②　【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③　【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①　【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末	2004年 8月20日	18	18	0.9109	0.9109
第4計算期間末	2005年 8月22日	55	55	1.0936	1.0936
第5計算期間末	2006年 8月21日	367	367	1.4450	1.4460
第6計算期間末	2007年 8月20日	316	317	1.3673	1.3683
第7計算期間末	2008年 8月20日	266	267	1.0807	1.0817
第8計算期間末	2009年 8月20日	209	209	0.8372	0.8382
第9計算期間末	2010年 8月20日	200	200	0.7524	0.7534
第10計算期間末	2011年 8月22日	195	195	0.6978	0.6988
第11計算期間末	2012年 8月20日	217	218	0.7242	0.7252
第12計算期間末	2013年 8月20日	349	349	1.1334	1.1344
2012年 9月末日		214	－	0.7061	－
10月末日		218	－	0.7093	－
11月末日		230	－	0.7411	－
12月末日		256	－	0.8253	－
2013年 1月末日		281	－	0.9042	－
2月末日		284	－	0.9251	－
3月末日		306	－	0.9873	－
4月末日		354	－	1.1576	－
5月末日		346	－	1.1311	－
6月末日		343	－	1.1292	－
7月末日		352	－	1.1427	－
8月末日		346	－	1.1169	－
9月末日		376	－	1.2363	－

②　【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2003年 8月21日～2004年 8月20日	0

第4期	2004年 8月21日～2005年 8月22日	**0**
第5期	2005年 8月23日～2006年 8月21日	**0.0010**
第6期	2006年 8月22日～2007年 8月20日	**0.0010**
第7期	2007年 8月21日～2008年 8月20日	**0.0010**
第8期	2008年 8月21日～2009年 8月20日	**0.0010**
第9期	2009年 8月21日～2010年 8月20日	**0.0010**
第10期	2010年 8月21日～2011年 8月22日	**0.0010**
第11期	2011年 8月23日～2012年 8月20日	**0.0010**
第12期	2012年 8月21日～2013年 8月20日	**0.0010**

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第3期	2003年 8月21日～2004年 8月20日	9.42
第4期	2004年 8月21日～2005年 8月22日	20.06
第5期	2005年 8月23日～2006年 8月21日	32.22
第6期	2006年 8月22日～2007年 8月20日	△5.31
第7期	2007年 8月21日～2008年 8月20日	△20.89
第8期	2008年 8月21日～2009年 8月20日	△22.44
第9期	2009年 8月21日～2010年 8月20日	△10.01
第10期	2010年 8月21日～2011年 8月22日	△7.12
第11期	2011年 8月23日～2012年 8月20日	3.93
第12期	2012年 8月21日～2013年 8月20日	56.64

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第3期	2003年 8月21日～2004年 8月20日	7,566,708	1,014,713
第4期	2004年 8月21日～2005年 8月22日	30,904,894	758,614
第5期	2005年 8月23日～2006年 8月21日	222,720,896	19,006,939
第6期	2006年 8月22日～2007年 8月20日	30,495,464	52,834,685
第7期	2007年 8月21日～2008年 8月20日	32,332,814	17,217,670
第8期	2008年 8月21日～2009年 8月20日	41,980,664	38,920,253
第9期	2009年 8月21日～2010年 8月20日	30,142,134	13,998,501
第10期	2010年 8月21日～2011年 8月22日	28,995,178	15,167,378
第11期	2011年 8月23日～2012年 8月20日	31,953,109	11,273,236
第12期	2012年 8月21日～2013年 8月20日	27,981,530	20,618,012

（参考）ジパング マザーファンド

以下の運用状況は2013年9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	52,326,628,000	97.61
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	－	1,280,055,196	2.39
合計（純資産総額）		53,606,683,196	100.00

（2）投資資産

①　投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	418,600	6,160.00	2,578,576,000	6,270.00	2,624,622,000	4.90
日本	株式	三井不動産	不動産業	416,000	3,011.62	1,252,837,472	3,295.00	1,370,720,000	2.56
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	2,177,200	588.00	1,280,193,600	627.00	1,365,104,400	2.55
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	274,900	4,471.61	1,229,245,589	4,745.00	1,304,400,500	2.43
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	191,000	6,364.21	1,215,564,866	6,790.00	1,296,890,000	2.42
日本	株式	住友不動産	不動産業	271,000	4,136.03	1,120,864,382	4,655.00	1,261,505,000	2.35
日本	株式	オリックス	その他金融業	701,100	1,359.54	953,178,802	1,595.00	1,118,254,500	2.09
日本	株式	日立製作所	電気機器	1,722,000	629.82	1,084,562,366	647.00	1,114,134,000	2.08
日本	株式	三井物産	卸売業	746,000	1,377.42	1,027,555,333	1,426.00	1,063,796,000	1.98
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	370,000	2,428.18	898,428,185	2,710.00	1,002,700,000	1.87
日本	株式	オムロン	電気機器	276,700	3,130.00	866,071,000	3,545.00	980,901,500	1.83
日本	株式	マツダ	輸送用機器	2,103,000	408.89	859,908,863	437.00	919,011,000	1.71
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	1,034,000	867.23	896,721,026	880.00	909,920,000	1.70
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	907,100	1,002.61	909,475,594	984.00	892,586,400	1.67
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	1,596,000	498.12	795,014,520	557.00	888,972,000	1.66
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4,123,600	203.00	837,090,800	213.00	878,326,800	1.64
日本	株式	デンソー	輸送用機器	188,700	4,523.85	853,651,483	4,580.00	864,246,000	1.61
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	485,200	1,571.35	762,423,330	1,592.00	772,438,400	1.44
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	215,000	3,295.00	708,425,000	3,575.00	768,625,000	1.43
日本	株式	ＮＫＳＪホールディングス	保険業	290,900	2,437.00	708,923,300	2,521.00	733,358,900	1.37
日本	株式	ファンコミュニケーションズ	サービス業	329,600	1,495.00	492,752,000	2,220.00	731,712,000	1.36
日本	株式	富士電機	電気機器	1,803,000	373.21	672,910,729	400.00	721,200,000	1.35
日本	株式	カカクコム	サービス業	310,300	1,917.50	595,000,250	2,289.00	710,276,700	1.32
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	492,100	1,299.82	639,641,422	1,422.00	699,766,200	1.31
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	194,900	3,355.00	653,889,500	3,530.00	687,997,000	1.28
日本	株式	大塚商会	情報・通信業	54,900	12,180.00	668,682,000	12,520.00	687,348,000	1.28
日本	株式	キーエンス	電気機器	18,300	32,644.31	597,390,923	37,250.00	681,675,000	1.27
日本	株式	ヒューリック	不動産業	455,400	1,167.00	531,451,800	1,468.00	668,527,200	1.25
日本	株式	大東建託	建設業	67,300	8,860.00	596,278,000	9,810.00	660,213,000	1.23

日本	株式	東急不動産	不動産業	647,000	898.00	581,006,000	1,017.00	657,999,000	1.23

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	3.42
		食料品	1.28
		化学	5.04
		医薬品	0.89
		ゴム製品	1.43
		ガラス・土石製品	1.04
		鉄鋼	3.16
		非鉄金属	1.31
		金属製品	1.45
		機械	3.80
		電気機器	10.62
		輸送用機器	14.68
		精密機器	1.87
		その他製品	0.70
		情報・通信業	9.99

		卸売業	4.05
		小売業	3.72
		銀行業	7.75
		証券、商品先物取引業	1.70
		保険業	1.37
		その他金融業	3.75
		不動産業	7.38
		サービス業	7.21
合　　計			97.61

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績

2013年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

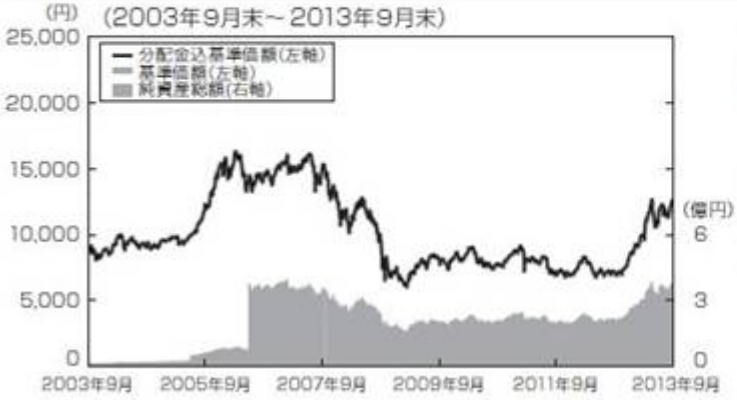

基準価額 …… 12,363円
純資産総額 …… 3.76億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金込基準価額は、2003年9月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金込基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2009年8月	2010年8月	2011年8月	2012年8月	2013年8月	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	80円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	97.1%
現金その他	2.9%

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位5業種>

	業種	比率
1	輸送用機器	15.0%
2	電気機器	10.9%
3	情報・通信業	10.2%
4	銀行業	7.9%
5	不動産業	7.6%

※マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

<株式組入上位10銘柄>(銘柄数:84銘柄)

	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.90%
2	三井不動産	不動産業	2.56%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.55%
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.43%
5	ソフトバンク	情報・通信業	2.42%
6	住友不動産	不動産業	2.35%
7	オリックス	その他金融業	2.09%
8	日立製作所	電気機器	2.08%
9	三井物産	卸売業	1.98%
10	富士重工業	輸送用機器	1.87%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移

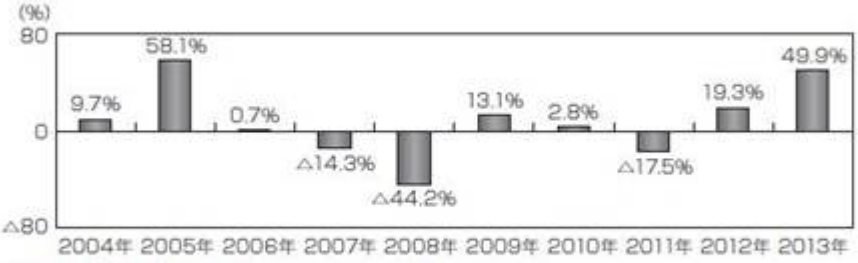

※ファンドの年間収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2013年は、2013年9月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（４）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（５）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、１円以上１円単位とします。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（６）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（７）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（５）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額に基づいて計算された金額となります。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関でない場合、解約価額から所得税および地方税が差し引かれます。

※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（６）解約単位

１口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

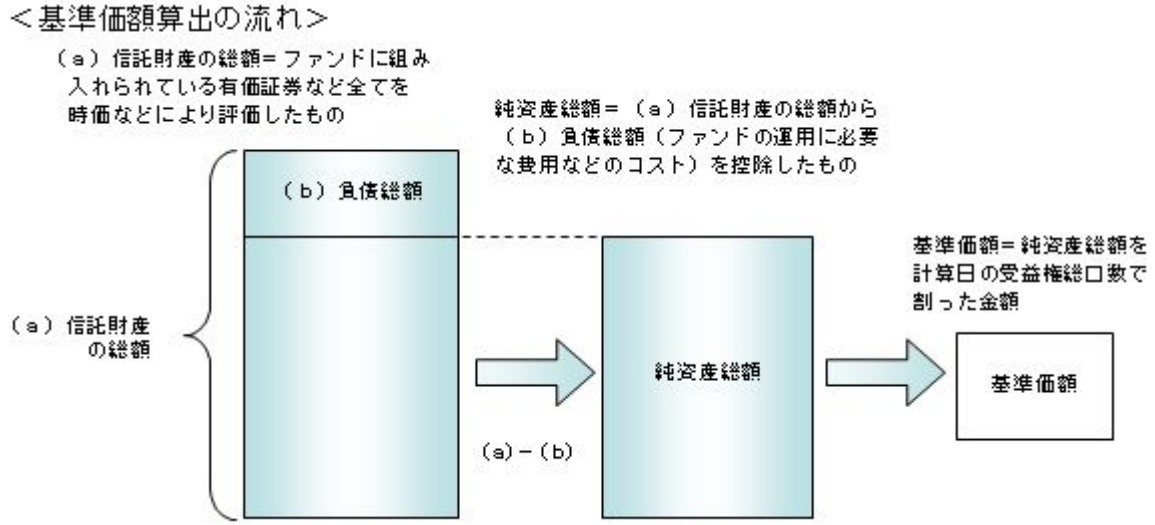

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス　http://www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号　0120-25-1404

午前９時～午後５時　土、日、祝・休日は除きます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（平成13年10月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年８月21日から翌年８月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

２）この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（１ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

５）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

１）委託会社は、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

４）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

１）繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。

２）委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

３）なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞

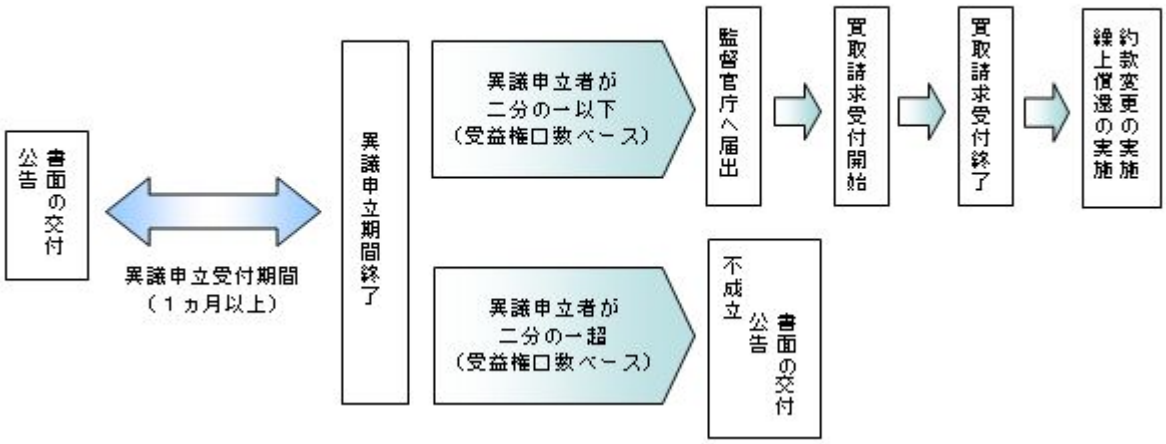

⑤ 公告
公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成
委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権
- 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間（平成24年8月21日から平成25年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

年金積立 ジャパンオープン

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 平成24年 8 月20日現在	第12期 平成25年 8 月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,127,491	4,735,596
親投資信託受益証券	216,668,497	347,369,302
未収利息	5	7
流動資産合計	219,795,993	352,104,905
資産合計	219,795,993	352,104,905
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	300,652	308,016
未払解約金	181	－
未払受託者報酬	114,626	176,534
未払委託者報酬	1,628,518	2,507,668
その他未払費用	5,554	8,593
流動負債合計	2,049,531	3,000,811
負債合計	2,049,531	3,000,811
純資産の部		
元本等		
元本	300,652,937	308,016,455
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△82,906,475	41,087,639
（分配準備積立金）	24,257,720	27,710,900
元本等合計	217,746,462	349,104,094
純資産合計	217,746,462	349,104,094
負債純資産合計	219,795,993	352,104,905

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自　平成23年 8 月23日 至　平成24年 8 月20日	第12期 自　平成24年 8 月21日 至　平成25年 8 月20日
営業収益		
受取利息	1,101	1,408
有価証券売買等損益	11,172,700	131,618,207
営業収益合計	11,173,801	131,619,615
営業費用		
受託者報酬	220,340	301,509
委託者報酬	3,130,511	4,283,125
その他費用	10,677	14,659
営業費用合計	3,361,528	4,599,293
営業利益又は営業損失（△）	7,812,273	127,020,322
経常利益又は経常損失（△）	7,812,273	127,020,322
当期純利益又は当期純損失（△）	7,812,273	127,020,322
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	459,072	5,937,775
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△84,610,401	△82,906,475
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,392,277	5,589,317
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,392,277	5,589,317
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,740,900	2,369,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,740,900	2,369,734
分配金	300,652	308,016
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△82,906,475	41,087,639

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		第11期 平成24年 8月20日現在	第12期 平成25年 8月20日現在
1.	期首元本額	279,973,064円	300,652,937円
	期中追加設定元本額	31,953,109円	27,981,530円
	期中一部解約元本額	11,273,236円	20,618,012円
2.	受益権の総数	300,652,937口	308,016,455口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	82,906,475円	―

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期 自 平成23年 8月23日 至 平成24年 8月20日			第12期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	3,614,186円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5,330,658円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	80,794,471円	C	信託約款に定める収益調整金	84,974,521円
D	信託約款に定める分配準備積立金	20,944,186円	D	信託約款に定める分配準備積立金	22,688,258円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	105,352,843円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	112,993,437円
F	分配対象収益(1口当たり)	0.3504円	F	分配対象収益(1口当たり)	0.3668円
	(1万口当たり)	3,504円		(1万口当たり)	3,668円
G	分配金額	300,652円	G	分配金額	308,016円
H	分配金額(1口当たり)	0.0010円	H	分配金額(1口当たり)	0.0010円
	(1万口当たり)	10円		(1万口当たり)	10円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	第11期 自 平成23年 8月23日 至 平成24年 8月20日	第12期 自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第11期 平成24年 8月20日現在	第12期 平成25年 8月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)　有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)　デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)　上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)　有価証券 同左 (2)　デリバティブ取引 同左 (3)　上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第11期（平成24年8月20日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,674,849
合計	10,674,849

第12期（平成25年8月20日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	125,423,075
合計	125,423,075

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

第11期 平成24年 8月20日現在		第12期 平成25年 8月20日現在	
1口当たり純資産額	0.7242円	1口当たり純資産額	1.1334円
（１万口当たり純資産額）	（7,242円）	（１万口当たり純資産額）	（11,334円）

（４）【附属明細表】
第1　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ジパング マザーファンド	259,192,137	347,369,302	
親投資信託受益証券 合計		259,192,137	347,369,302	
合計		259,192,137	347,369,302	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)
当ファンドは、「ジパングマザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ジパング マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ジパング マザーファンド

（1）貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	平成24年 8月20日現在	平成25年 8月20日現在
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	804,362,159	1,046,311,564
株式	35,841,034,600	48,251,275,150
未収入金	1,494,256,426	820,652,394
未収配当金	33,312,600	21,221,050
未収利息	1,463	1,706
流動資産合計	38,172,967,248	50,139,461,864
資産合計	38,172,967,248	50,139,461,864
負債の部		
流動負債		
未払金	1,332,796,691	504,082,379
未払解約金	36,040,762	20,084,168
流動負債合計	1,368,837,453	524,166,547
負債合計	1,368,837,453	524,166,547
純資産の部		
元本等		
元本	43,797,389,001	37,019,693,366
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△6,993,259,206	12,595,601,951
元本等合計	36,804,129,795	49,615,295,317
純資産合計	36,804,129,795	49,615,295,317
負債純資産合計	38,172,967,248	50,139,461,864

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

		平成24年 8月20日現在	平成25年 8月20日現在
1.	期首	平成23年 8月23日	平成24年 8月21日
	期首元本額	49,179,950,439円	43,797,389,001円
	期首からの追加設定元本額	193,517,018円	167,132,148円
	期首からの一部解約元本額	5,576,078,456円	6,944,827,783円
	元本の内訳　※		
	日興ジャパンオープン	43,539,542,402円	36,760,501,229円
	年金積立 ジャパンオープン	257,846,599円	259,192,137円
	計	43,797,389,001円	37,019,693,366円
2.	受益権の総数	43,797,389,001口	37,019,693,366口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	6,993,259,206円	―

※　当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	自 平成23年 8月23日 至 平成24年 8月20日	自 平成24年 8月21日 至 平成25年 8月20日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	平成24年 8月20日現在	平成25年 8月20日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)　有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)　デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)　上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)　有価証券 同左 (2)　デリバティブ取引 同左 (3)　上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（平成24年8月20日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,470,375,894
合計	1,470,375,894

（平成25年8月20日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,872,491,411
合計	7,872,491,411

(注)　当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成24年 8月20日現在		平成25年 8月20日現在	
1口当たり純資産額	0.8403円	1口当たり純資産額	1.3402円
（１万口当たり純資産額）	（8,403円）	（１万口当たり純資産額）	（13,402円）

（３）附属明細表
第1　有価証券明細表
(1)株式

（単位：円）

	銘　柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1414	ショーボンドホールディングス	94,500	3,870.00	365,715,000	
1801	大成建設	1,350,000	406.00	548,100,000	
1878	大東建託	67,300	8,860.00	596,278,000	
1881	ＮＩＰＰＯ	90,000	1,661.00	149,490,000	
1893	五洋建設	1,557,000	245.00	381,465,000	
1925	大和ハウス工業	85,000	1,733.00	147,305,000	
2914	日本たばこ産業	194,900	3,355.00	653,889,500	
4061	電気化学工業	1,116,000	371.00	414,036,000	
4202	ダイセル	639,000	868.00	554,652,000	
4204	積水化学工業	130,000	931.00	121,030,000	
4626	太陽ホールディングス	166,700	2,929.00	488,264,300	
6988	日東電工	113,600	5,190.00	589,584,000	
7995	日本バルカー工業	1,085,000	259.00	281,015,000	
8113	ユニ・チャーム	87,300	5,400.00	471,420,000	
5108	ブリヂストン	215,000	3,295.00	708,425,000	
5233	太平洋セメント	2,121,000	361.00	765,681,000	
5401	新日鐵住金	1,462,000	290.00	423,980,000	
5471	大同特殊鋼	1,008,000	546.00	550,368,000	
5486	日立金属	346,000	1,131.00	391,326,000	
5802	住友電気工業	434,800	1,292.00	561,761,600	
5911	横河ブリッジホールディングス	314,000	1,205.00	378,370,000	

5929	三和ホールディングス	706,000	559.00	394,654,000	
6113	アマダ	296,000	723.00	214,008,000	
6268	ナブテスコ	97,200	2,086.00	202,759,200	
6269	三井海洋開発	109,200	2,934.00	320,392,800	
6361	荏原製作所	1,381,000	522.00	720,882,000	
6460	セガサミーホールディングス	181,800	2,349.00	427,048,200	
6474	不二越	864,000	455.00	393,120,000	
7011	三菱重工業	521,000	547.00	284,987,000	
6501	日立製作所	723,000	620.00	448,260,000	
6502	東芝	476,000	396.00	188,496,000	
6503	三菱電機	465,000	976.00	453,840,000	
6504	富士電機	1,668,000	373.00	622,164,000	
6645	オムロン	306,200	3,130.00	958,406,000	
6756	日立国際電気	369,000	1,038.00	383,022,000	
6845	アズビル	240,000	2,094.00	502,560,000	
6849	日本光電工業	135,900	3,505.00	476,329,500	
6856	堀場製作所	77,400	3,185.00	246,519,000	
6954	ファナック	33,600	14,680.00	493,248,000	
6902	デンソー	177,900	4,510.00	802,329,000	
7201	日産自動車	856,200	1,002.00	857,912,400	
7202	いすゞ自動車	684,000	614.00	419,976,000	
7203	トヨタ自動車	468,800	6,160.00	2,887,808,000	
7248	カルソニックカンセイ	307,000	498.00	152,886,000	
7261	マツダ	1,982,000	408.00	808,656,000	
7267	本田技研工業	143,400	3,645.00	522,693,000	
7270	富士重工業	330,000	2,414.00	796,620,000	
4543	テルモ	83,100	4,665.00	387,661,500	
6376	日機装	459,000	1,054.00	483,786,000	
7740	タムロン	242,700	1,925.00	467,197,500	
7956	ピジョン	89,000	4,810.00	428,090,000	
3738	ティーガイア	286,800	981.00	281,350,800	
3774	インターネットイニシアティブ	80,600	3,130.00	252,278,000	
4689	ヤフー	14,975	49,550.00	742,011,250	
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	140,100	3,480.00	487,548,000	
4768	大塚商会	54,900	12,180.00	668,682,000	
7518	ネットワンシステムズ	329,200	802.00	264,018,400	
9404	日本テレビホールディングス	213,400	1,761.00	375,797,400	
9437	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,631	156,500.00	411,751,500	
9984	ソフトバンク	135,400	6,250.00	846,250,000	
8001	伊藤忠商事	661,100	1,165.00	770,181,500	
8031	三井物産	619,700	1,371.00	849,608,700	
8036	日立ハイテクノロジーズ	236,000	2,030.00	479,080,000	
2651	ローソン	60,500	7,790.00	471,295,000	
7606	ユナイテッドアローズ	143,600	3,895.00	559,322,000	
9983	ファーストリテイリング	14,300	31,150.00	445,445,000	
9990	東京デリカ	235,700	1,439.00	339,172,300	
8303	新生銀行	2,015,000	207.00	417,105,000	
8306	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,261,500	588.00	1,329,762,000	

8316	三井住友フィナンシャルグループ	241,300	4,435.00	1,070,165,500	
8411	みずほフィナンシャルグループ	4,123,600	203.00	837,090,800	
8601	大和証券グループ本社	341,000	785.00	267,685,000	
8630	ＮＫＳＪホールディングス	290,900	2,437.00	708,923,300	
7164	全国保証	98,300	3,820.00	375,506,000	
8570	イオンフィナンシャルサービス	169,200	2,856.00	483,235,200	
8586	日立キャピタル	243,200	2,133.00	518,745,600	
8591	オリックス	666,200	1,351.00	900,036,200	
3003	ヒューリック	551,000	1,167.00	643,017,000	
8801	三井不動産	400,000	3,010.00	1,204,000,000	
8815	東急不動産	647,000	898.00	581,006,000	
8830	住友不動産	260,000	4,135.00	1,075,100,000	
2127	日本M&Aセンター	80,100	6,580.00	527,058,000	
2181	テンプホールディングス	285,200	2,441.00	696,173,200	
2371	カカクコム	166,800	3,835.00	639,678,000	
2461	ファンコミュニケーションズ	213,200	2,990.00	637,468,000	
4681	リゾートトラスト	173,300	3,040.00	526,832,000	
9603	エイチ・アイ・エス	58,000	4,835.00	280,430,000	
合　計		43,664,206	―	48,251,275,150	

(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年9月30日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ	資産総額	376,821,221 円
Ⅱ	負債総額	655,318 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	376,165,903 円
Ⅳ	発行済口数	304,272,662 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2363 円

（参考）ジパングマザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ	資産総額	54,579,144,783 円
Ⅱ	負債総額	972,461,587 円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	53,606,683,196 円
Ⅳ	発行済口数	36,589,440,558 口
Ⅴ	１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4651 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
① 譲渡制限はありません。
② 受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
（１）資本金の額

平成25年9月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去５年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成21年10月１日	17,363,045,900円（16,403,045,900円）

（２）会社の意思決定機関

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年３月31日（事業年度の終了）から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は５名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

（平成25年9月末現在）

（３）運用の意思決定プロセス

１．投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
２．各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
３．各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
４．トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
５．運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

（平成25年9月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

・委託会社の運用する、平成25年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

種　類			ファンド本数	純資産額 （単位：億円）
投資信託総合計			460	93,464
	株式投資信託		399	72,653
		単位型	44	866
		追加型	355	71,786
	公社債投資信託		61	20,810
		単位型	44	465
		追加型	17	20,345
投資法人合計			1	84

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり、交代しております。

第53期事業年度　あらた監査法人

第54期事業年度　有限責任 あずさ監査法人

（1）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第53期 (平成24年３月31日)		第54期 (平成25年３月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※3	17,352	※3	15,820
前払費用		332	※3	380
未収入金		1		4
未収委託者報酬		5,872		7,472
未収収益	※3	543	※3	342
関係会社短期貸付金		33		606
立替金		1,094		335
繰延税金資産		1,084		869
その他	※2	30	※2	30
流動資産合計		26,345		25,862
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	66	※1	48
器具備品	※1	137	※1	124
有形固定資産合計		203		172
無形固定資産				
ソフトウエア		72		70
無形固定資産合計		72		70
投資その他の資産				
投資有価証券		3,002		7,170
関係会社株式		24,320		22,935
関係会社長期貸付金		60		60
長期差入保証金		774		706
繰延税金資産		723		500
投資その他の資産合計		28,880		31,373
固定資産合計		29,156		31,616
資産合計		55,502		57,478

（単位：百万円）

		第53期 （平成24年３月31日）		第54期 （平成25年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		194		305
未払金		3,086		3,862
未払収益分配金		7		6
未払償還金		129		115
未払手数料	※3	2,486	※3	3,195
その他未払金		462		545
未払費用	※3	2,807	※3	3,282
未払法人税等		1,295		589
未払消費税等	※4	281	※4	123
賞与引当金		2,039		1,770
役員賞与引当金		105		80
流動負債合計		9,809		10,012
固定負債				
退職給付引当金		907		1,001
その他		55		55
固定負債合計		963		1,057
負債合計		10,773		11,070
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		22,172		23,530
利益剰余金合計		22,172		23,530
自己株式		△68		△68
株主資本合計		44,687		46,045
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		42		362
評価・換算差額等合計		42		362
純資産合計		44,729		46,408
負債純資産合計		55,502		57,478

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	56,698	52,848
その他営業収益	2,025	1,922
営業収益合計	58,724	54,771
営業費用		
支払手数料	29,251	26,955
広告宣伝費	673	649
公告費	3	7
調査費	11,397	10,797
調査費	719	691
委託調査費	10,660	10,089
図書費	18	17
委託計算費	348	406
営業雑経費	577	530
通信費	206	188
印刷費	247	214
協会費	43	46
諸会費	9	16
その他	70	64
営業費用計	42,252	39,347
一般管理費		
給料	6,991	6,759
役員報酬	237	256
役員賞与引当金繰入額	105	80
給料・手当	4,508	4,565
賞与	101	87
賞与引当金繰入額	2,039	1,770
交際費	74	100
寄付金	111	66
旅費交通費	328	313
租税公課	145	188
不動産賃借料	749	753
退職給付費用	307	312
退職金	8	83
固定資産減価償却費	143	124
諸経費	3,110	3,061
一般管理費計	11,971	11,764
営業利益	4,500	3,659

（単位：百万円）

		第53期 （自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日）		第54期 （自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日）
営業外収益				
受取利息		15		12
受取配当金	※１	757	※１	601
有価証券償還益		19		－
時効成立分配金・償還金		35		4
為替差益		－		64
その他		18		16
営業外収益合計		846		699
営業外費用				
支払利息		10		19
有価証券償還損		－		1
時効成立後支払分配金・償還金		77		15
支払源泉所得税		74		55
為替差損		35		－
弁護士報酬等		180		－
その他		4		2
営業外費用合計		381		93
経常利益		4,965		4,265
特別利益				
投資有価証券売却益		1		226
関係会社株式売却益		－		239
特別利益合計		1		465
特別損失				
投資有価証券売却損		0		84
固定資産処分損		6		3
役員退職一時金		369		75
特別損失合計		376		163
税引前当期純利益		4,590		4,568
法人税、住民税及び事業税		1,795		1,480
法人税等調整額		224		260
法人税等合計		2,020		1,740
当期純利益		2,570		2,827

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：百万円）

	第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,363	17,363
当期末残高	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,220	5,220
当期末残高	5,220	5,220
その他資本剰余金		
当期首残高	4	－
当期変動額		
自己株式の処分	△4	－
当期変動額合計	△4	－
当期末残高	－	－
資本剰余金合計		
当期首残高	5,225	5,220
当期変動額		
自己株式の処分	△4	－
当期変動額合計	△4	－
当期末残高	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	21,703	22,172
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の処分	△599	－
当期変動額合計	468	1,358
当期末残高	22,172	23,530
利益剰余金合計		
当期首残高	21,703	22,172
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の処分	△599	－
当期変動額合計	468	1,358
当期末残高	22,172	23,530

(単位：百万円)

	第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
自己株式		
当期首残高	△68	△68
当期変動額		
自己株式の取得	△8,700	－
自己株式の処分	8,700	－
当期変動額合計	－	－
当期末残高	△68	△68
株主資本合計		
当期首残高	44,224	44,687
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の取得	△8,700	－
自己株式の処分	8,095	－
当期変動額合計	463	1,358
当期末残高	44,687	46,045
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	63	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21	320
当期変動額合計	△21	320
当期末残高	42	362
評価・換算差額等合計		
当期首残高	63	42
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21	320
当期変動額合計	△21	320
当期末残高	42	362
純資産合計		
当期首残高	44,287	44,729
当期変動額		
剰余金の配当	△1,502	△1,468
当期純利益	2,570	2,827
自己株式の取得	△8,700	－
自己株式の処分	8,095	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△21	320
当期変動額合計	441	1,678
当期末残高	44,729	46,408

重要な会計方針

項目	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
1　資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①　子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②　その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　４年～５年 器具備品　４年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
3　引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

会計方針の変更

第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

未適用の会計基準等

１.「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日）

（１） 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

（２） 適用予定日

当社は①については、平成25年４月１日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年４月１日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（３） 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第53期 (平成24年３月31日)	第54期 (平成25年３月31日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,012百万円 器具備品　590百万円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物　1,054百万円 器具備品　618百万円
※２　信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。	※２　信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　5,802百万円 未収収益　217百万円 (流動負債) 未払手数料　42百万円 未払費用　259百万円	※３　関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 現金・預金　3,818百万円 前払費用　2百万円 未収収益　58百万円 (流動負債) 未払手数料　143百万円 未払費用　297百万円
※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※４　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務110百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。	※５　保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務87百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc.がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務243百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　743百万円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　552百万円

（株主資本等変動計算書関係）

第53期（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	14,283,400	14,283,400	109,600

(注)　自己株式の増加は、自己株式の取得であり、自己株式の減少は、自己株式の処分であります。

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	19,328,100	－	112,200	19,215,900	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	1,702,800	－	26,400	1,676,400	－
平成22年度ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	－	－	2,310,000	－
第１回新株予約権	普通株式	－	2,955,200	－	2,955,200	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	－	6,101,700	9,900	6,091,800	－
合計		23,340,900	9,056,900	148,500	32,249,300	－

(注)１　平成21年度ストックオプション(1)及び平成21年度ストックオプション(2)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

２　第１回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。第１回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に６を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。

３　平成23年度ストックオプション（1）の増加は、新株予約権の発行によるものであり、減少は新株予約権の失効によるものであります。

４　平成21年度ストックオプション(1)9,837,300株、平成21年度ストックオプション(2)871,200株、平成22年度ストックオプション(1)1,155,000株及び第１回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年５月23日取締役会	普通株式	1,502	7.63	平成23年３月31日	平成23年６月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年５月28日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,468	7.46	平成24年３月31日	平成24年６月19日

第54期（自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

１　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	－	－	197,012,500

２　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	－	－	109,600

３　新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション（1）	普通株式	19,215,900	－	2,237,400	16,978,500	－
平成21年度ストックオプション（2）	普通株式	1,676,400	－	49,500	1,626,900	－
平成22年度ストックオプション（1）	普通株式	2,310,000	－	－	2,310,000	－
第１回新株予約権	普通株式	2,955,200	－	－	2,955,200	－
平成23年度ストックオプション（1）	普通株式	6,091,800	－	161,700	5,930,100	－
合計		32,249,300	－	2,448,600	29,800,700	－

(注) 1　平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
2　第１回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に６を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
3　平成21年度ストックオプション(1)13,625,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,287,000株、平成22年度ストックオプション(1)1,732,500株及び第１回新株予約権2,955,200株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、平成23年度ストックオプション(1)は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年５月28日取締役会	普通株式	1,468	7.46	平成24年３月31日	平成24年６月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年５月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,380	7.01	平成25年３月31日	平成25年６月18日

(リース取引関係)

第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)		第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料		解約不能のものに係る未経過リース料	
１年内	740百万円	１年内	750百万円
１年超	1,548百万円	１年超	807百万円
合計	2,288百万円	合計	1,558百万円

（金融商品関係）

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	17,352	17,352	－
(2) 未収委託者報酬	5,872	5,872	－
(3) 未収収益	543	543	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	2,854	2,854	－
(5) 関係会社株式			
関連会社株式	1,404	1,615	210
(6) 未払金	(3,086)	(3,086)	－
(7) 未払費用	(2,807)	(2,807)	－

(※)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券及び(5) 関係会社株式

これらの時価について、株式は市場価格、投資信託は基準価額によっております。

(6) 未払金及び(7) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額147百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,023百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)関係会社株式」には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,352	－	－	－
未収委託者報酬	5,872	－	－	－
未収収益	543	－	－	－
投資有価証券				
投資信託	－	362	479	439
合計	23,768	362	479	439

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１ 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが１年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	15,820	15,820	－
(2) 未収委託者報酬	7,472	7,472	－
(3) 未収収益	342	342	－
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	7,091	7,091	－
(5) 未払金	(3,862)	(3,862)	－
(6) 未払費用	(3,282)	(3,282)	－

(※)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額79百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（貸借対照表計上額20,042百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,820	－	－	－
未収委託者報酬	7,472	－	－	－
未収収益	342	－	－	－
投資有価証券				
投資信託	－	385	1,299	920
合計	23,635	385	1,299	920

（有価証券関係）

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	1,404	1,615	210
合計	1,404	1,615	210

(注)　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,023
関連会社株式	2,892

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35	7	28
	その他	1,177	999	177
	小計	1,212	1,006	206
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,642	1,784	△141
	小計	1,642	1,784	△141
合計		2,854	2,790	64

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額　147百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	112	1	0
合計	112	1	0

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
子会社株式	20,042
関連会社株式	2,892

２　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	6,366	5,708	658
	小計	6,366	5,708	658
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	724	821	△96
	小計	724	821	△96
合計		7,091	6,529	561

(注) 1　減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2　非上場株式等（貸借対照表計上額　79百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３　当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	43	35	67
投資信託	1,099	190	17
合計	1,143	226	84

（持分法損益等）

第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1)関連会社に対する投資の金額　4,407	(1)関連会社に対する投資の金額　3,069
(2)持分法を適用した場合の投資の金額　6,834	(2)持分法を適用した場合の投資の金額　6,280
(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　927	(3)持分法を適用した場合の投資利益の金額　1,159

（退職給付関係）

第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
１　採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。	１　採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。
２　退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)	２　退職給付債務に関する事項 (単位：百万円)
イ　退職給付債務　△985	イ　退職給付債務　△1,101
ロ　未積立退職給付債務　△985	ロ　未積立退職給付債務　△1,101
ハ　未認識数理計算上の差異　77	ハ　未認識数理計算上の差異　99
ニ　退職給付引当金残高　△907	ニ　退職給付引当金残高　△1,001
３　退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)	３　退職給付費用に関する事項 (単位：百万円)
イ　勤務費用　97	イ　勤務費用　102
ロ　利息費用　14	ロ　利息費用　13
ハ　数理計算上の差異の費用処理額　27	ハ　数理計算上の差異の費用処理額　24
ニ　確定拠出型企業年金への掛金　168	ニ　確定拠出型企業年金への掛金　171
ホ　退職給付費用合計　307	ホ　退職給付費用合計　312
４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	４　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ　退職給付見込額の期間配分方法　勤続期間比例	イ　退職給付見込額の期間配分方法　勤続期間比例
ロ　割引率　1.4%	ロ　割引率　0.9%
ハ　数理計算上の差異の処理年数　10年	ハ　数理計算上の差異の処理年数　10年

（ストックオプション等関係）

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　1名	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　2,310,000株	普通株式　6,101,700株
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	平成25年10月７日から 平成33年10月６日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	19,328,100	1,702,800
付与	0	0
失効	112,200	26,400
権利確定	0	0
権利未確定残	19,215,900	1,676,400
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月７日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	―
付与	0	6,101,700
失効	0	9,900
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	6,091,800
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)３
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

(注)１ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 － 百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員　271名	当社及び関係会社の取締役・従業員　48名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　19,724,100株	普通株式　1,702,800株
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員　1名	当社及び関係会社の取締役・従業員　186名
株式の種類別のストックオプションの付与数　(注)	普通株式　2,310,000株	普通株式　6,101,700株
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年１月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月７日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から１年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から２年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の２分の１、４分の１、４分の１ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から２年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年１月22日から 平成32年１月21日まで	平成25年10月７日から 平成33年10月６日まで

(注)　株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション（新株予約権）の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利確定前(株)		
期首	19,215,900	1,676,400
付与	0	0
失効	2,237,400	49,500
権利確定	0	0
権利未確定残	16,978,500	1,626,900
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月７日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	6,091,800
付与	0	0
失効	0	161,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,930,100
権利確定後(株)		
期首	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
権利未行使残	―	―

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年２月８日	平成22年８月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年８月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)３
付与日における公正な評価単価(円) (注)１	0	0

(注)１ 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

２ ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 － 百万円

３ 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第53期 (平成24年３月31日)		第54期 (平成25年３月31日)	
1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	(単位：百万円)		(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	775	賞与引当金繰入超過額	672
その他	309	その他	196
小計	1,084	小計	869
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	52	投資有価証券評価損	149
関係会社株式評価損	205	退職給付引当金超過額	361
退職給付引当金超過額	329	固定資産減価償却超過額	174
固定資産減価償却超過額	190	その他	75
その他	28	小計	760
小計	806	繰延税金資産小計	1,630
繰延税金資産小計	1,890	評価性引当金	△61
評価性引当金	△61	繰延税金資産合計	1,568
繰延税金資産合計	1,829		
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	22	その他有価証券評価差額金	199
繰延税金負債合計	22	繰延税金負債合計	199
繰延税金資産の純額	1,807	繰延税金資産の純額	1,369
2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	
（調整）			
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.8%		
海外子会社の留保利益の影響額等	2.7%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%		

第53期 (平成24年３月31日)	第54期 (平成25年３月31日)
３　法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 **経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月２日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年４月１日から平成27年３月31日までのものは38.0%、平成27年４月１日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。** **その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が170百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が174百万円、その他有価証券評価差額金額が４百万円、それぞれ増加しております。**	―

（関連当事者情報）

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	住友信託銀行株式会社(注)3	大阪市中央区	342,037	信託銀行業	(被所有)直接 91.34(注)2	投資信託受益証券の募集販売	自己株式の取得(注)1	8,700	―	―

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

１　当社株式14,283,400株を１株につき609.10円で取得したものであります。

２　議決権等の被所有割合は、自己株式（109,600 株）を控除して計算しております。

３　住友信託銀行株式会社は、平成24年４月１日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を吸収合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	－	増資の引受(注1)	8,095	－	－
							株式売買代金相当額の引受（注2)	8,095	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1 Nikko Asset Management Singapore Limitedの行った137,000,000株の新株発行増資を、１株につき１シンガポールドルで当社が引受けたものであります。なお、Nikko Asset Management Singapore Limitedは、当事業年度中にNikko Asset Management International Limited に社名を変更しております。

2 DBS Asset Management Ltd（現社名Nikko Asset Management Asia Limited）株式の売買代金相当額をNikko Asset Management Singapore Limited （現社名Nikko Asset Management International Limited）から当社が受領したものであります。

２ 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成23年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	9,309百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	8,206百万円
営業収益	7,961百万円
税引前当期純利益	2,868百万円
当期純利益	2,181百万円

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金は出資金(千SGD)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	252,000	アセットマネジメント業	直接100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貨建)(注1)	525(千SGD8,000)	関係会社短期貸付金	606(千SGD8,000)
							貸付金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	5(千SGD76)	未収収益	5(千SGD76)

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1　融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。

２ 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成24年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	10,930百万円
負債合計	1,103百万円
純資産合計	9,826百万円
営業収益	7,917百万円
税引前当期純利益	2,801百万円
当期純利益	2,091百万円

（セグメント情報等）

セグメント情報

第53期(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第54期(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第53期(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１ 製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２ 地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第54期(自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

１ 製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

２ 地域ごとの情報
（１）営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３ 主要な顧客ごとの情報
営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

該当事項はありません。

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

該当事項はありません。

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第53期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）

該当事項はありません。

第54期(自　平成24年４月１日　至　平成25年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
１株当たり純資産額	227円16銭	235円69銭
１株当たり当期純利益金額	13円09銭	14円35銭

(注) １　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

２　１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第53期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第54期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（百万円）	2,570	2,827
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（百万円）	2,570	2,827
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,278	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 19,215,900株、平成21年度ストックオプション(2) 1,676,400株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 6,091,800株	平成21年度ストックオプション(1) 16,978,500株、平成21年度ストックオプション(2) 1,626,900株、平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、第１回新株予約権2,955,200株、平成23年度ストックオプション(1) 5,930,100株

３　１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第53期 (平成24年３月31日)	第54期 (平成25年３月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	44,729	46,408
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	－	－
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	44,729	46,408
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	196,903	196,903

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （平成25年3月末現在）	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （平成25年3月末現在）	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
② ファンドの基本的性格など
③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤ 目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨ 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（５）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（６）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（７）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

（８）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
③ 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年10月２日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴 司

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田　光 夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている年金積立 ジャパンオープンの平成24年８月21日から平成25年８月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、年金積立ジャパンオープンの平成25年８月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年６月14日

日興アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　羽 太 典 明

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　秋 宗 勝 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項
会社の平成24年３月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年６月15日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。